

軽自動車税の減免対象要件

対象車両が次の【対象車両の軽自動車税の納税義務者・使用形態】のいずれかに該当し、障害の程度が下記の【本人（身体障害者等）の障害の程度】のいずれかに該当する場合、その軽自動車税が減免の対象となります。

【対象車両の軽自動車税の納税義務者・使用形態】

軽自動車税の納税義務者		対象車両の運転者	使用の目的
1	本人	本人	特に問いません。 本人の通学、通勤、通所、生業のために専ら使用することが必要です。
2	家族	本人	
3	本人	家族	
4	家族	家族	
5	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員 ※運転者が常時介護者の場合のみ	常時介護者（本人を常時介護している、家族以外の人）	

（注）「本人」とは、身体障害者等のことです。

「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

【本人（身体障害者等）の障害の程度】

（本人）：本人が納税義務者の場合（家族）：家族が納税義務者の場合

区 分			障害の程度		
視覚障害	身体障害者手帳	級	1級～4級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
聴覚障害	身体障害者手帳	級	2級, 3級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
平衡機能障害	身体障害者手帳	級	3級, 5級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第4項症		
音声機能障害	身体障害者手帳	級	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第2項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
肢体不自由	上肢	身体障害者手帳	級	1級, 2級	
		戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症	
	下肢	身体障害者手帳	級	（本人）1級～6級、（家族）1級～3級	
		戦傷病者手帳	項症	（本人）特別項症～第6項症、（家族）特別項症～第3項症	
			款症	（本人）第1款症～第3款症	
	体幹	身体障害者手帳	級	（本人）1級～3級, 5級、（家族）1級～3級	
		戦傷病者手帳	項症	（本人）特別項症～第6項症、（家族）特別項症～第4項症	
			款症	（本人）第1款症～第3款症	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者手帳	級	1級, 2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	身体障害者手帳	級	（本人）1級～6級 （家族）1, 2, 3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸機能障害	身体障害者手帳	級	（本人）1級, 3級, 4級、（家族）1級, 3級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症		
肝臓機能障害	身体障害者手帳	級	（本人）1級～4級、（家族）1級～3級		
	戦傷病者手帳	項症	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者手帳	級	1級～3級		
知的障害者（療育手帳）			㉠, A		
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）			1級		

※上表で対象外でも、総合等級の判定が適用される場合もあります。